資料３

リサイクル・リユース仕分けガイドラインの論点

平成２０年３月

本年２月に取りまとめられた産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の報告書別紙においては、リサイクル・リユース仕分けガイドラインについて、以下のように整理された。

「家電リサイクル制度における小売業者の引取・引渡義務の適正実施を確保するためには、小売業者において使用済家電を引き取った際、メーカーに引き渡されリサイクルされるべき廃家電と、リユース品として扱うことが適当な使用済家電に、適切に仕分けることが重要であり、小売業者においてはリサイクル・リユース仕分けガイドラインを策定することが適当であると考えられる。（下記イメージ図参照）」

【リサイクル・リユース仕分けガイドライン活用のイメージ】

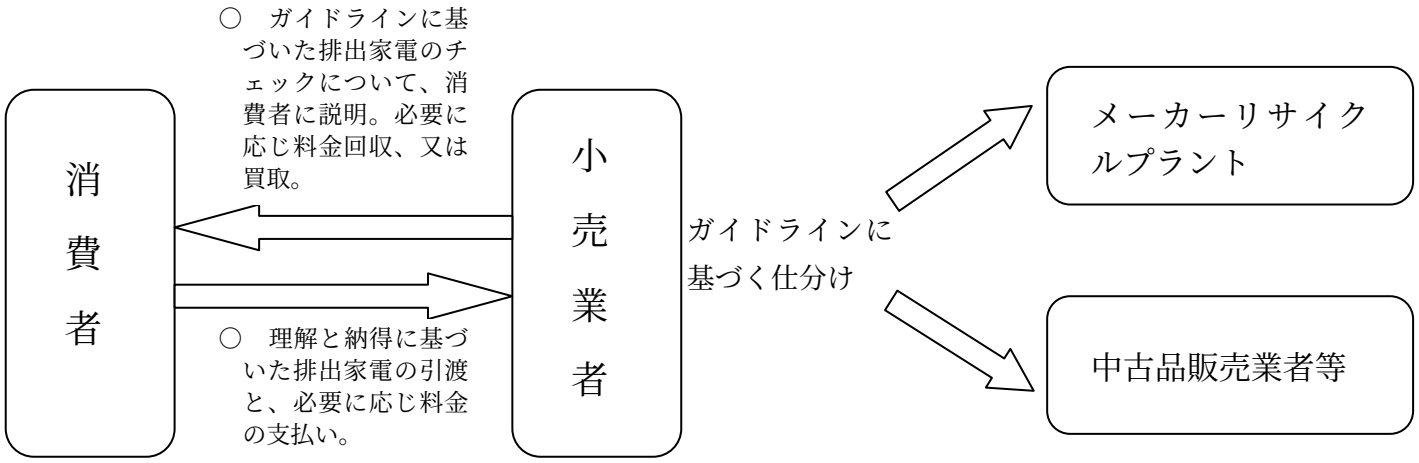

排出者にとっては不要な使用済家電であっても、他者から見た場合、引き続き家電としての価値を有すると位置付けられ、リユースされる物は存在する。循環型社会の形成の観点から、こうした使用済家電のリユースは促進されるべきものであると考えられる。

一方、家電の小売業者においては、従来から買換時における使用済家電の引取慣行が存在してきたところ、家電リサイクル制度によって、小売業者には、廃家電を引取り、リユースの場合を除き、これを製造業者等に引き渡すことが義務化された。

小売業者はこの義務を適切に履行していくことが求められているが、そのためには、小売業者において、引き取った使用済家電を、メーカーに引渡してリサイクルされるべき廃家電と、リユース品として扱うことが適当な使用済家電とに適切に仕分けられることが重要であり、小売全体又は個々の小売業者がこの仕分け基準を有することが必要であると考えられる。

もちろん使用済家電がリユース品としての価値を有するか否かについては、内外の市場動向・社会情勢によるところが大きいと考えられるものの、家電リサイクル制度の適切な実施を含む循環型社会形成の観点から、個々の小売業者が基準を策定する際に、参考となる考え方（ガイドライン）を提示することが適当ではないかと考えられる。

本資料は、このリサイクル・リユース仕分けガイドラインを策定するに当たって、論点と考えられる事項をまとめたものである。

１．ガイドラインの目的と対象

このガイドラインの目的としては、
① 小売業者による不適正な引取・引渡の防止
② 小売業者を通じた適正リユースの促進
加えて、このガイドラインの内容によっては、使用済家電のトレーサビリティ強化を通じて、家電リサイクル法ルート以外のフローの「見える」化に効果があることが期待される。

なお、このガイドラインを利用する対象者としては、家電リサイクル法上の引渡義務が課されておりリユース・リサイクルの仕分け基準を作成することが望ましい全ての小売業者が考えられる。特に、店舗数が多く、消費者等から引き取った排出家電の運搬を他の業者に委託するような大手量販店については、社内の統一的な基準作成とその透明性の確保が強く求められるのではないか。また、対象品目については、家電リサイクル法上の対象品目について検討を行うことが適当と考えられる。

２．ガイドライン作成にあたっての基本的考え方

検討の可能性のあるガイドラインとしては、

A．法令違反防止の観点から、必要最低限、小売業者が遵守すべきと考えられる基準（違反すれば家電リサイクル法上の引渡義務違反になる等）
B．温暖化対策・廃棄物の減容等の環境負荷低減や資源有効利用促進の観点から、望ましい適正リユースの在り方について議論を進めた上で、小売業者や中古品業者が自主的に判断して作成する基準

の２種類が考えられ、今後、この両方の観点から議論を進めていくことが適当と考えられる。

３．ガイドラインの内容に関する論点

ガイドラインの内容については、以下のような項目が検討されるものと考えられる。

ただし、中古品業界においては、様々な流通チャネルを通して業者間の取引が行われ在庫の確保並びに需給バランスの調整が行われている。こうした不安定な中古市場の実情に十分留意した上で、中古品業者や輸出業者の協力を得ながら、ガイドラインを検討していくことが必要ではないかと考えられる。

この際、製品・性能に関する基準やトレーサビリティの確保については、２．の基本的な考え方に従い、基準Ａ（最低限守るべき基準）及び基準Ｂ（望ましい自主判断基準）の性質に勘案して、各項目を基準とすべきかを検討する必要がある。

なお、製品・性能に関する基準については、専門的知見が必要なものもあることから、小売業者で判断・管理されるものか、小売業者の業態や中古品業者との契約形態に応じて判断・管理の在り方を検討する必要がある。

（例）製品・性能に関する基準について

	基準Ａ （最低限守るべき基準）	基準Ｂ （望ましい自主判断基準）
①外見（破損・汚れ）による判断について	最低限どの程度のものを設定すべきか。	品質向上のための確認事項
②動作確認（通電検査等）について		機能確認
③年式について		具体的な年式を設定
④温暖化対策（省エネ性能）との関連について		望ましい基準として記載

（１）製品・性能に関する基準検討について

① 外見（破損・汚れ）による判断について

・外見（破損・汚れ）でリユースの適正性を判断する手法については各中古品事業者によって異なると考えられる。品目毎の統一的な設定は可能なのか。

・国内リユースと海外リユースでは、外見によるリユース判断に相違がある可能性も含めて議論すべきではないか。

② 動作確認（通電検査等）について

・動作確認（通電検査等）については、国内リユースの場合、各中古品事業者によってその手法が異なると考えられる。品目毎の統一的な設定は可能なのか。

・輸出先国で修理・クリーニングされることが前提の海外リユース市場の場合、国

内における動作確認が行われないことが通常であると考えられるが、この場合の取扱について議論を行うべきではないか。

③　年式について

・中古市場では地域や中古市場の実情によって需要に幅があるが、統一的な設定は可能なのか。

・特に国内リユース市場と海外リユース市場では、需要のある年式にかなりの相違があると考えられ、個別に検討する必要があるのではないか。

④　温暖化対策（省エネ性能）との関連について

・排出家電をリユースすべきかリサイクルすべきかについては、

a) リユース：長期使用による廃棄物減容・資源有効利用の効果

b) リサイクル：旧製品から省エネ性能の高い新製品への転換による温室効果ガス削減の効果

の両者の関係についても考慮に入れる必要があるのではないか。

（なお循環型社会形成基本法においては、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リユースがリサイクルに優先すると定められている。）

（2）中古品流通のトレーサビリティ確保について

①　小売業者からの引渡先における適正な取扱の確認（国内・海外両方の場合）

・小売業者がリユース品として引取・引渡を行う場合、引渡先において適正な取扱がなされているか否かの確認を行うべきとの議論が考えられるが、小売業者がその確認を行うことがどこまで可能なのか。（例えば、海外リユースについてどこまでトレースすべきか等）

・引渡先における適正な取扱のチェック項目としては、上記（１）の項目が考えられるのではないか。

・小売業者の引渡先である中古品販売業者等において、当該中古品が売れ残った場合の処理の適正性についても議論を行う必要があるのではないか。

②　トレーサビリティ確保の手段

・小売業者を通じた中古品流通について、現行家電リサイクル制度の管理票（家電リサイクル券）との連携について検討を行うべきではないか。

・中古品業界において、仕入れ元や販売先の記録などトレーサビリティの確保策と

して新たな取り組みが自主的に進んでいるような場合、消費者・小売業者・中古品業者の連携の可能性について検討を行うべきではないか。

③　その他

・引き取った中古品に係るクリーニングや修理、品質保証や取扱説明書の添付などについて、議論を行う必要があるのではないか。